

ブロードAce光サービス規約

株式会社ホワイトサポート

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、当社と契約者との間の契約内容を定めるものであり、契約者は、ブロードAce光サービスの申込みにあたりブロードAce光サービス規約に同意しているものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において、下記の用語は、次のとおり定義します。

- ①「ブロードAce光サービス」とは、当社が、電話回線提供事業者の提供する「フレッツ光」を利用して契約者に提供するインターネット接続サービスをいいます。
- ②「ブロードAce光バリュープラスプラン」とは、当社が契約者に対し、所有権の移転を前提としたパソコン等をレンタル提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ③「ブロードAce光安心プラン」とは、当社が契約者に対し、当社が提供するオプションサービスとセットで提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ④「ブロードAce光安心プランプラス」とは、当社が契約者に対し、当社が提供するオプションサービスとセットで提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ⑤「ブロードAce光プレミアムコース」とは、当社が契約者に対し、所有権の移転を前提としたパソコン等をレンタル提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ⑥「ブロードAce光バリュープランN」とは、当社が契約者に対し、当社が指定する特別のストレージサービス及びポイント付与サービスをオプションとして提供するとともに、継続的な利用を前提とした特別の割引サービスをセットで提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ⑦「ブロードAce光ずっと割プラン」とは、当社が契約者に対し、当社が指定するセキュリティソフトをオプションとして提供するとともに、継続的な利用を前提とした特別の割引サービスをセットで提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ⑧「ブロードAce光らくらくプラン」とは、当社が契約者に対し、当社が指定する特別のストレージサービス及びポイント付与サービスをオプションとして提供するとともに、継続的な利用を前提とした特別の割引サービスをセットで提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ⑨「ブロードAce光ずっとセーフティプラン」とは、当社が契約者に対し、当社が指定するセキュリティソフトをオプションとして提供するとともに、継続的な利用を前提とした特別の割引サービスをセットで提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ⑩「ブロードAce光Newライトプラン」とは、当社が契約者に対し、継続的な利用を前提に特別の割引サービスを提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ⑪「ブロードAce光セーフティ長割プラン」とは、当社が契約者に対し、当社が指定するセキュリティソフトをオプションとして提供するとともに、継続的な利用を前提とした特別の割引サービスをセットで提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ⑫「ブロードAce光もっとおトク割プラン」とは、当社が契約者に対し、継続的な利用を前提に特別サービスを提供するブロードAce光サービスの付加価値サービスをいいます。
- ⑬「本サービス」とは、前各号に定めるサービスの総称をいいます。
- ⑭「当社」とは、株式会社ホワイトサポートをいいます。
- ⑮「本規約」とは、このブロードAce光サービス規約をいいます。
- ⑯「ブロードAce光サービス契約」とは、本サービスの利用等に適用される以下の各規約を含む、当社、SBM、及びBBIXと契約者との間の契約をいいます。
 - a ブロードAce光サービス規約【株式会社ホワイトサポート】
 - b ブロードAce光バリュープラスプランサービス規約【株式会社ホワイトサポート】
 - c ブロードAce光安心プラン規約【株式会社ホワイトサポート】
 - d ブロードAce光安心プランプラス規約【株式会社ホワイトサポート】
 - e 「ブロードAce光プレミアムコース」付属約款【株式会社ホワイトサポート】
 - f プログラムメール・ホームページサービス利用規約【株式会社ホワイトサポート】
 - g IPv4インターネット接続サービス利用規約【ソフトバンクモバイル株式会社】
 - h IPv6インターネット接続サービス利用規約【BBIX株式会社】
 - i IP電話サービス契約約款【ソフトバンクモバイル株式会社】
- ⑰「契約者」とは、当社及びSBM、BBIXとブロードAce光サービス契約を締結している者をいいます。
- ⑱「ブロードAceサポートセンター」とは、本サービスに関する事務を取り扱う当社の窓口をいいます。
- ⑲「SBM」とは、インターネット接続サービスの提供元であるソフトバンクモバイル株式会社をいいます。
- ⑳「電話回線提供事業者」とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社をいいます。
- ㉑「IPv6接続事業者網」とは、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル (IP) により符号、音響または映像の伝送交換を行うためのIPv6接続事業者の電気通信回線設備をいいます。
- ㉒「IPv6接続事業者」とは、インターネット (IPv6IPoE+IPv4) 接続において、NTT東西の次世代ネットワーク (NGN) と接続を行うNTT東西が選定した事業者であるBBIX株式会社をいいます。
- ㉓「利用期間」とは、ブロードAce光サービス契約の契約成立日の属する月の1日から起算して、契約解約又は解除を当社が承認した日の末日までの期間をいいます。

第3条 (本規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。その場合には、当社は変更後の本規約を第7条に定める方法により契約者に通知するものとし、以後、変更後の約款が適用されるものとします。

第4条 (サービス内容の変更)

当社は、ブロードAce光サービス契約にかかる月額利用料金、各種割引サービス内容、各種手数料ならびにこれに付随するサービス内容等を変更す

ることがあります。その場合には、当社は変更後のサービス内容を第7条に定める方法により契約者に通知するものとし、以後、変更後のサービス内容が適用されるものとしします。

第5条 (サービスタイプの変更)

1. 契約者は、住所等の移転によりフレッツ光の提供タイプを変更する場合、当社に対して速やかに本サービスのサービスタイプの変更申込みを行うものとしします。
2. 契約者がフレッツ光の提供タイプを変更した場合、フレッツ光の提供タイプを変更した日の翌月1日より変更後のサービスタイプの利用料金での課金を開始し、翌月に請求するものとしします。
3. 契約者がフレッツ光の提供タイプを変更したにもかかわらず第1項の申込みをしない場合において、当社が電話回線提供事業者からの通知によりフレッツ光の提供タイプが変更されていることを確認した場合、変更後のサービスタイプの利用料金にて請求する場合があることを、契約者はあらかじめ了解することとしします。

第6条 (住所の移転)

1. 契約者が住所等を移転する場合で、その移転先が、本サービスの提供地域内かつフレッツ光の提供地域内である場合は、契約者は、移転先において本サービスの利用契約を継続することを当社に対して申し込むことができるものとしします。但し、移転先によっては、技術上その他の理由により本サービスの提供ができない場合があることを、契約者はあらかじめ承知するものとしします。
2. 契約者が住所等を移転する場合は、電話回線提供事業者所定の方法により直接電話回線提供事業者に対してフレッツ光の移転の手続を行うものとしします。
3. 契約者が第1項の申込みを行う場合は、前項で定めるフレッツ光の移転手続を完了した後に行うものとし、その手続きについては、第10条及び第11条の規定が準用されるものとしします。
4. 第1項の申込みがなされた場合、契約者の移転後、本サービス開始までの期間についても、契約者は本サービスに係る料金等を支払う義務を負うものとしします。
5. 第1項の申込みがなされたにもかかわらず、当社が第1項の申込みに対する承諾をせず、又は、契約者が第1項の申込みを取り消した場合、契約者が移転した時に利用契約の解約の通知がなされたものとみなします。この場合は、当社は、第13条の規定に従い解約の手続を行うものとしします。
6. 契約者が住所等を移転する場合で、第1項の申込みをしない場合又はその移転先が本サービスを提供していない地域である場合もしくはフレッツ光を提供していない地域である場合、契約者は、第13条の規定に従い解約の通知を行うものとしします。
7. 前項の解約通知がなされず、もしくは解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、契約者は利用契約の終了までに発生する当社に対する料金等の債務を支払うものとしします。
8. 契約者が住所等を移転したにもかかわらず第1項の申込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、又は契約者の住所等が判明しない場合、当社は、第21条の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとしします。

第7条 (通知の方法)

本規約及び本サービスに係る事項について、当社から契約者に対する通知の方法は、書面、電子メール又は当社が運営するウェブサイト (URL: <http://broad-ace.jp>) への掲示による他、当社が指定する方法によるものとしします。

第8条 (個人情報の取扱い)

当社は、契約者に対する本サービスの円滑な提供に必要な範囲で契約者の個人情報 (個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別につけられた番号、記号その他の符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるもの (当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む) のをいいます。) をSBMに提供することがございます。その他、契約者に係る個人情報は、当社及びSBMのプライバシーポリシーに従って取扱います。なお、当社及びSBMのプライバシーポリシーは、以下に記載するURLにてご確認ください。

- ① 株式会社ホワイトサポート (URL: <http://white-support.com/policy/>)
- ② ソフトバンクモバイル株式会社 (URL: <http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>)
- ③ BBIX株式会社 (http://www.bbix.net/privacy_b.html)

第9条 (契約者情報の変更)

契約者は、本サービスの適正な運用の確保のため、氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報に変更を生じた場合は、速やかに当社に通知するものとしします。

第2章 申込み及び解約

第10条 (契約の申込み)

1. ブロードAce光サービス契約の申込みは、当社所定の申込書及び当社の定める添付書類 (以下、あわせて「申込書」といいます。) を当社に提出する方法、その他当社が指定する方法で行うものとしします。
2. 申込者は、本サービスの申込みにあたっては、本規約及び第2条第15号所定の各規約に同意の上、当社所定の方法により行うものとしします。
3. 申込者は、フレッツ光の申込みについては、電話回線提供事業者所定の方法により、その所定の規約に同意の上、電話回線提供事業者に対して直接行うものとしします。

第11条 (申込みの承諾)

1. 当社は、ブロードAce光サービス契約の申込みがあったときは、受付順に承諾の手続を行います。但し、当社は、業務の遂行上支障があるときは、受け付けた申込みの承諾を延期することがあります。
2. 当社は、次のいずれかに該当する場合等には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - ① 本サービスへの申込みにおいて、虚偽の申告・記載、誤記、又は記載漏れがあったとき
 - ② ブロードAce光サービス契約の申込名義人と申込みに係る回線についての電話回線提供事業者に対する契約名義人とが同一でないとき
 - ③ SBMの承諾が得られないとき
 - ④ 本サービスの申込者に、当社が提供する他のサービスの利用につき、過去に不正使用、利用停止等があったことが判明した場合、その他迷惑メール、架空契約等本サービスの不正利用をおこなうおそれ等があり、当社が本サービスを提供することがふさわしくないと判断するとき
 - ⑤ サービス提供が技術上その他の理由により困難なとき
 - ⑥ 本サービスの申込者が、当社に対する債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき

- ⑦ 本サービスの申込者が、18歳未満の方であるとき
 - ⑧ 本サービスの申込者の住所が当社が別途指定する本サービスの提供地域外であるとき
 - ⑨ 本サービスの申込者の住所が電話回線提供事業者が提供するフレッツ光の提供地域外であるとき
 - ⑩ 本サービスの申し込みを受諾するだけの当社の電気通信設備の余裕がないとき
 - ⑪ 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき
 - ⑫ 本サービスの申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき
 - ⑬ 本サービスの申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき
 - ⑭ 第15条に定める契約者の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - ⑮ 前各号のほか当社が不適当と判断するとき
3. ブロードAce光サービス契約は、本条に従い申込みがなされ、かつSBM及び当社が当該申込みを承諾することを条件として、本サービスの初回認証日に成立するものとします。但し、ブロードAce光バリュープラスプランサービス規約等において、当社が別段の取扱を行う旨明示している場合には、この限りではないものとします。

第12条 (最低利用期間)

1. ブロードAce光サービスのうち、スタンダードプランについては、最低利用期間はございませんが、スタンダードプラン以外の、ブロードAce光サービスは、契約成立日から2年以上、継続してご利用いただくものとします。
2. ブロードAce光安心プラン、ブロードAce光安心プランプラスは契約成立日から2年以上、継続してご利用いただくものとします。
3. ブロードAce光バリュープラスプラン、ブロードAce光プレミアムコースは契約成立日から3年以上、継続してご利用いただくものとします。また、ブロードAce光バリュープランN又はブロードAce光ずっと割プランについても同様とします。
4. ブロードAce光Newライトプランは、契約成立日から2年以上、継続してご利用いただくものとします。
5. ブロードAce光らくらくプラン、ブロードAce光ずっとセーフティプランは契約成立日から3年以上、継続してご利用いただくものとします。
6. ブロードAce光セーフティ長割プラン、ブロードAce光もっとおトク割プランは契約成立日から3年以上、継続してご利用いただくものとします。

第13条 (解約等)

1. 契約者が、自己都合によりブロードAce光サービス契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめブロードAceサポートセンター宛に連絡し、当社の承諾を得るものとします。また、当社は、解約手続きが完了した日の属する月の翌月末日をもってブロードAce光サービス契約を解約し、その利用を停止するものとします。なお、25日までに解約手続きが完了した場合、解約日が属する月での解約が可能となります。
2. 契約者が前条第1項に反して契約成立日から2年未満にスタンダードプラン以外のブロードAce光サービスを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、契約者に対し、契約解除料5,000円（不課税）を請求させていただきます。
3. 契約者が前条第2項に反して契約成立日から2年未満にブロードAce光安心プラン、ブロードAce光安心プランプラスを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、契約者に対し、契約解除料5,000円（不課税）を請求させていただきます。
4. 契約者が前条第3項第1文に反してブロードAce光バリュープラスプランを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、契約者に対し、最大30,000円（不課税）の契約解除料を請求させていただきます。
5. 契約者が前条第3項第1文に反してブロードAce光プレミアムコースを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、契約者に対し、利用期間に応じた契約解除料を請求させていただきます。
6. 契約者が前条第3項第2文に反してブロードAce光バリュープランN又はブロードAce光ずっと割プランを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、契約者に対し、5,000円（不課税）の契約解除料を請求させていただきます。
7. 契約者が前条第4項に反してブロードAce光Newライトプランを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、契約者に対し、4,000円（不課税）の契約解除料を請求させていただきます。
8. 契約者が前条第5項に反して契約成立日から3年未満にブロードAce光らくらくプラン、ブロードAce光ずっとセーフティプランを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、契約者に対し、契約解除料4,000円（不課税）を請求させていただきます。
9. 契約者が前条第6項に反して契約成立日から3年未満にブロードAce光セーフティ長割プランを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は、契約者に対し、契約解除料10,000円（不課税）を請求させていただきます。
10. 契約者が前条第6項に反して契約成立日から3年未満にブロードAce光もっとおトク割プランを解約する場合、特段の事情がない限り、当社は契約者に対して契約期間に応じて契約解除料14,000円（24ヵ月目まで）または10,000円（25ヵ月以降）（不課税）を請求させていただきます。
11. 本条に従い、契約者が利用契約を解約する場合であっても、電話回線提供事業者との間のフレッツ光の利用契約は解約にはなりません。フレッツ光の利用契約も解約する場合は別途電話回線提供事業者に対して解約の手続をするものとします。

第3章 利用方法等

第14条 (利用責任)

1. 契約者は、本サービスを使用して行った自己の行為及びその結果について、責任を負うものとします。
2. 契約者が、本サービスを使用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与える行為を行わないものとします。
3. 契約者は、接続機器その他本サービスを利用するために必要な通信回線等を自己の責任を持って管理し、また電話回線提供事業者又はSBM、BBIXが提供するサービス、その他本サービスを利用するために必要な他のサービスの利用を継続する等、本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任を持って維持するものとします。
4. 前項に定める利用環境が維持されなかったために本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切責めを負わないものとします。
5. 契約者のID及びパスワードを用いて本サービスが利用された場合には、契約者自身が本サービスを利用したものとみなします。

第14の2 (提供条件等)

1. 本サービスは、次の接続方式のいずれかにより提供するものとします。
 - ① IPv6IPoE+IPv4
 - ② IPv4PPPoE
2. IPv6IPoE+IPv4は、当社が別途定める利用条件等（以下「利用条件等」といいます。）が整った場合において、当社の判断により提供されるものとします。利用条件等が整わない場合はIPv4PPPoEで提供するものとし、利用条件等が整い次第、順次IPv6IPoE+IPv4に切り替えるものとします。
3. IPv6IPoE+IPv4で本サービスを提供する途中において、契約者がIPv6IPoE+IPv4の利用条件等を満たさなくなったときは、当社は当然にIPv4PPPoEに切り替えるものとし、契約者はこれに承諾するものとします。

4. 契約者の希望により、IPv6IPoE+IPv4からIPv4PPPoEに切り替える場合には、契約者が自ら当社にIPv4PPPoEへの変更を申し出るものとし、当社からの承諾を得るものとします。
5. IPv6IPoE+IPv4ではフレッツ光1回線につき1つの利用契約とします。
6. IPv6IPoE+IPv4は、IPv6接続事業者網を利用して契約者に提供されるものとします。

第14の3 (IPv6接続事業者/NTT東西との相互通知事項)

契約者は、IPv6IPoE+IPv4を提供する目的で、当社、SBM、IPv6接続事業者及び電話回線提供事業者との間で次の各号所定の事項を相互に通知する場合があることを異議なく承諾するものとします。

- ① 申込手続の処理状況
- ② サービスの利用情報
- ③ 廃止、移転、名義変更等に係る異動の事実

第15条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - ① 申込みに当たって虚偽の事項を記載する行為
 - ② 第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
 - ③ 受信者の同意を得ることなくして広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為又は本サービスを用いてこれらの内容を不特定多数の者に対して公衆送信する行為
 - ④ 受信者の同意を得ることなくして受信者が性的羞恥心又は嫌悪感を抱くメールを送信する行為又は本サービスを用いてこれらの内容を不特定多数の者に対して公衆送信する行為
 - ⑤ 当社が指定する方法によらず第三者の運営する店舗等でプラン変更する行為
 - ⑥ 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為
 - ⑦ 本サービスを利用して、不特定又は多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為
 - ⑧ 法令もしくは公序良俗に反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為（これらを促進又は助長させる行為を含みます。）
 - ⑨ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
 - ⑩ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為
2. 契約者は、前項に該当もしくは該当する恐れがあると当社が判断した場合、当社からのご利用状況の確認に応じるものとします。

第4章料金支払等

第16条 (月額利用料金)

1. 契約者は、ブロードAce光サービス契約に基づいて、利用期間中、月額利用料金として契約申込書その他の媒体（有体物であるか否かを問わない。）において弊社が契約者に対して提示する金額を、当社の指定する方法により当社指定の金融機関へ毎月支払うものとします。なお、契約者は、支払方法により当社が別途決済手数料等を請求する場合がありますことに同意するものとします。
2. 前項にかかわらず、当社が契約者に対し訪問集金、再請求等を行った場合には、契約者は当社に対し、訪問及び請求を行う際に要した交通費、発送費として当社が定める一切の金額を支払うものとします。
3. 契約者は、利用期間において第20条に定める本サービスの利用停止等により、本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、月額利用料金の支払いを要するものとします。
4. 契約成立日の属する月及び解約日の属する月における月額利用料金については、日割計算は致しません。但し、販促キャンペーンその他本サービスの付加価値を増加させることその他当社が適当と判断するところにより、当社のウェブサイト、各種利用規約、通知書その他当社が別段の取扱いを行う旨明示している場合には、この限りではないものとします。
5. 新規に本サービスの申込みをした場合の課金開始日は、第11条第3項に定める日の契約成立日の属する月の翌々月1日とします。ただし、当社が適当と判断する場合には、本サービスの課金開始日を変更することができるものとし、その変更があるときは、当社が適当と認める方法によってこれを周知するものとします。
6. フレッツ光に係る利用料金等は電話回線提供事業者の定める料金に準じるものとし、電話回線提供事業者所定の方法により電話回線提供事業者に対して直接支払うものとします。

第17条 (料金の支払方法)

本サービスに関する料金は、本規約に別途定める場合又は当社が別途指定する場合を除き、当月末日締めにて、翌月末日までに、当社の指定する口座への振込その他当社の指定する方法にて支払うものとします。

第18条 (延滞利息)

契約者は、本サービスに関する料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払金額の全額を完済するまで年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、この場合の計算は、1年を365日とする日割計算とします。

第19条 (未払い時の通知等)

1. 当社は、契約者が、本サービスに関する料金について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、その請求を契約者に書面、電子メール等、当社の指定する方法で通知します。
2. 前項にかかわらず、契約者が料金を支払わない場合、当社は、契約者情報を、当社が提携する債権回収会社に提供し、その回収を委託することがあります。
3. 当社又は債権回収会社が、契約者に対し、未払料金等を訪問集金した場合には、契約者は、当該集金に要した費用を、未払料金等とあわせて支払うものとします。

第5章利用停止及び解除

第20条 (ブロードAce光サービスの利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その本サービスの利用を停止することがあります。
 - ① 第15条各号に該当する行為を行ったとき

- ② 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売その他これらに準ずる法的手続の申立てがなされたとき、または公租公課の滞納による処分を受けたとき
 - ④ 破産、民事再生手続その他これらに準ずる法的手続の申立てを受け、もしくは、自ら申立てを行い、または、任意整理を開始するか、もしくは弁護士、金融機関その他の者にこれらを依頼したとき
 - ⑤ 後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けたとき
 - ⑥ 反社会的勢力もしくはこれに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、または反社会的勢力等と関連を有することが判明したとき
 - ⑦ その他当社が契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき
 - ⑧ 前各号の他、契約者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ、その理由、利用を停止する日を書面、電子メール等当社の指定する方法で契約者に通知します。但し、契約者が第15条各号に該当する場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。

第21条（当社による解除）

1. 当社は、契約者が第15条各号に該当する場合は、該当日の属する月の末日をもって、直ちにブロードAce光サービス契約を解除することができるものとします。但し、解除によって本サービスが終了する時点における利用期間が第12条の定める最低利用期間に満たない場合には、契約者は、当社に対し、第13条第2項から第9項までの各規定に準じて契約解除料を支払うものとします。
2. 当社は、前条第1項各号所定の事実を契約者が解消しない場合には、ブロードAce光サービス契約を解除する場合があります。
3. 前項の場合において、当社が契約者とのブロードAce光サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。但し、契約者が第15条各号に該当する場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 雑則

第22条（譲渡禁止等）

契約者は、ブロードAce光サービス契約に基づく債権債務含む契約上の地位の全部又は一部を、第三者に譲渡し、転貸し、担保権を設定する等、一切の処分をすることができないものとします。

第23条（損害賠償）

1. 本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重過失により本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時点から72時間を超えてその状態が継続したときに限り、契約者に直接かつ現実に発生した損害の範囲内において、その損害賠償の請求に応じます。
2. 前項の場合における損害賠償の限度額は、本サービスの提供を受けることができなかった時間に相当する利用料金相当額とします。
3. 当社は、電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、かつ当社がその電気通信事業者から損害賠償を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項に準じて賠償請求に応じます。
4. 契約者が不正利用等自己の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合には、当社は、当該契約者に損害の賠償を請求するものとします。

第24条（免責）

1. 当社が契約者に対して負う責任は、本規約に規定するものが全てであり、これを超えて、契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等に係る損害、その他一切の損害（財産的損害か非財産的損害かを問いません。）について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。
2. 当社は、利用期間経過後の本サービスの存続について何ら保証をせず、かつ、本サービスの提供の中断又は廃止その他これに準じる事由に起因又は関連して契約者に生じる損害を一切保証又は負担しないものとします。
3. 契約者は本サービスに提供されるネットワークの規格、仕様等が電気通信事業者の都合等により、契約者に事前に通知されることなく変更される場合があることを了承し、当社がこれにより生じた一切の損害を負わないことを承諾するものとします。
4. 本サービスに提供されるネットワークの規格、仕様等は電気通信事業者等の都合によって設定、追加又は変更されるものであり、その規格、仕様等の一切の事項につき当社は契約者に対して如何なる保証を行わないものとします。

第25条（業務委託）

当社は、契約者への請求その他の本サービスの業務の一部を業務委託先に委託することがあり、契約者はそれを異議なく承諾するものとします。

第26条（合意管轄）

当社と契約者との間で生じる民事訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（適用関係）

本サービスの個別の各サービス内容につき本規約に定め無き事項は、SBMの定めるIPv4インターネット接続サービス利用規約及びBBIXの定めるIPv6インターネット接続サービス利用規約に準じて取扱うものとします。

2011年2月1日制定

2011年7月1日改訂

2012年1月1日改訂

2014年4月1日改訂

2014年5月1日改訂

2014年8月1日改訂

2014年9月1日改訂

2014年10月31日改訂

2014年11月8日改訂

2015年4月1日改訂